

『誘電・絶縁材料技術委員会表彰』規程

(総則)

第1条 本規程は、誘電・絶縁材料技術分野において著しく貢献・寄与した者を対象にした表彰に関わる全般的事項について定める。

(表彰の種類)

第2条 実施する表彰は次の通りとする。

- (1) 電気学会誘電・絶縁材料技術委員会学術貢献賞 犬石賞（受賞記念講演付き）
電気電子絶縁材料システムシンポジウムが国際会議（International Symposium on Electrical Insulating Materials）として開かれる年に表彰。表彰人数は一人。賞状と副賞を授与。
- (2) 電気学会誘電・絶縁材料技術委員会学術貢献賞 家田賞（受賞記念講演付き）
電気電子絶縁材料システムシンポジウムが通常の形式（国内会議）として開かれる年に表彰。表彰人数は一人。賞状と副賞を授与。
- (3) 電気学会誘電・絶縁材料技術委員会技術貢献賞 矢作賞（受賞記念講演付き）
電気電子絶縁材料システムシンポジウムが通常の形式（国内会議）として開かれる年に表彰。表彰件数は一人または二人以上五人以内の1グループ。賞状と副賞を授与。

各賞の副賞については、第8条に定める。

(表彰の英文名称)

第3条 第2条に定める各章の英文名称を以下のように定める。

- (1) 学術貢献賞 犬石賞および受賞記念講演
Inuishi Memorial Award and Inuishi Memorial Award Lecture
- (2) 学術貢献賞 家田賞および受賞記念講演
Ieda Memorial Award and Ieda Memorial Award Lecture
- (3) 技術貢献賞 矢作賞および受賞記念講演
Yahagi Memorial Award and Yahagi Memorial Award Lecture

(受賞候補者の条件)

第4条 候補者は、原則として誘電・絶縁材料技術分野において著しく貢献した者を対象とする。なお同一種類の受賞は原則として一回限りとする。

(受賞候補者の推薦手続き)

第5条 候補者は、推薦による。推薦者は、次の事項を具備した書類を誘電・絶縁材料技術委員会委員長および担当幹事あてに提出する。

- (1) 表彰の種類
- (2) 受賞候補者の氏名、会員種別・番号、勤務先、職名
推薦者の氏名、会員種別・番号、勤務先、職名
- (3) 受賞候補者の推薦理由（500字以内）

(受賞者の選定)

第6条 誘電・絶縁材料技術委員会は、同技術委員会内に受賞者選定のための表彰委員会を設ける。表彰委員会は、前条により推薦された受賞候補者の中から、「誘電・絶縁材料技術委員会表彰受賞者案選定規程細目」に定める手順により受賞者案を定め、誘電・絶縁材料技術委員会へ答申する。誘電・絶縁材料技術委員会は、この答申をふまえて受賞者を決定し、技術委員長名で受賞者に通知する。

(表彰方法等)

第7条 受賞者については、毎年電気電子絶縁材料システムシンポジウムまたは International Symposium on Electrical Insulating Materials (以下 ISEIM) において表彰を行う。犬石賞受賞者には ISEIM、家田賞および矢作賞受賞者には、電気電子絶縁材料システムシンポジウムで講演をしていただく。表彰の日付は、シンポジウムまたは ISEIM の開催期間内とする。

(副賞)

第8条 各賞の副賞は次の通りとし、法の定める税金を源泉徴収した上で受賞者に渡すものとする。

- (1) 犬石賞 講演謝礼を含み10万円
- (2) 家田賞 講演謝礼を含み5万円
- (3) 矢作賞 講演謝礼を含み5万円

なお、表彰式が行われるシンポジウムおよび懇親会等への参加費は、これを徴収しないものとする。

(表彰に係わる費用の原資)

第9条 賞状、副賞等の表彰に関わる費用については、誘電・絶縁材料技術委員会会計より支出する。

(付則)

1. 本規程は平成12年9月29日、誘電・絶縁材料技術委員会において承認制定。
2. 本規程は平成12年9月29日より施行する。
3. 平成13年10月25日、e-mail 持ち回りによる誘電・絶縁材料技術委員会において一部改正。
4. 平成26年12月8日、運用上の観点から犬石賞は ISEIM、家田賞および矢作賞はシンポジウムにて表彰を行うこととし、その内容に合わせて記載内容を改訂。